

交野里山ゆうゆう会 会則

(名 称)

第1条 会の名称は「交野里山ゆうゆう会」(以下本会)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は健全な里山づくり活動を行い、環境の改善を進め、活動を通じて里山に親しみ、里山に対する正しい認識と理解を深め、自然との共生のあり方を学び、広く市民のリーダーとして里山の保全に寄与することを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 里山林の活性化を進めるための植生調査・植樹・管理作業。
- 2 自然観察会や体験学習会の開催及び指導。
- 3 竹炭づくり、クラフトづくりなど伐採した竹材や木材を活かした作品の制作。
- 4 里山ボランティア諸団体との交流。
- 5 会報の発行。
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 会員は本会の目的に賛同する者により構成される。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の「入会申込書」を会長に提出し、役員会の承認を得て、入会するものとする。

(会 費)

第7条 会費は次のとおりとする。

年会費 2,000円(保険料を含む)

臨時会費 必要に応じて徴収する。

(役 員)

第8条 本会は次の役員をおく。

会長 1名、副会長 2名以上、会計 1名、監査 1名以上、
幹事 2名以上

- 2 役員は互選により選出する。
- 3 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠役員の任期は、残任期間とする。
- 5 本会に顧問および相談役を置くことができる。

(役員の仕事)

第9条 会長は会務を統括し、本会を代表すると共に、本会の事業を円滑に推進するために関係機関等の連絡調整を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその会務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計業務を担当する。
- 4 監査は、会計業務および会務を監査し、総会に報告する。

(委員会)

第10条 本会は、役員会以外に委員会を設置することが出来る。

委員会の委員は、会員の中から役員会の指名により選出される。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会、委員会とする。

- 2 総会は、年1回の開催とし、役員会は随時開催するものとする。
- 3 会議は、会長が招集し、事務局が議長を務める。
- 4 会議の議決は出席者の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長が決するものとする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費と寄付金で賄うものとする。

(シンボルマーク)

第14条 本会のシンボルマークを以下に定める。



(補則)

第15条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮り、総会に報告する。

付則 本会則は、平成13年5月13日より実施する。

改正 第8条第1項および第5項 平成14年4月28日。

改正 第5条、第7条 平成15年4月20日。

改正 第14条 平成22年12月11日。

改正 第4条 平成25年4月21日。